

仕様書

- 1 業務名 平尾小学校校舎解体ほか工事に伴う廃棄物品等再生資源化・処分業務
- 2 履行期間 契約締結日から令和4年6月30日まで
- 3 履行場所 処分場
搬出事業場 堺市美原区平尾360番地
- 4 業務目的 校舎解体ほか工事が始まる前に、校舎に残された不要物品を処分し、工事を円滑に進めるため。
- 5 業務内容 校舎解体ほか工事において不要となった物品等を搬出運搬し再生資源化及び処分する。
- 6 受注者の条件
 - (1) 下記「産業廃棄物の種類」に示す廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処分の許可を全種類受けている者であること。
産業廃棄物の種類
 - ・廃プラスチック類
 - ・木くず
 - ・金属くず
 - ・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※廃プラスチック類、木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずについては、「再生利用を目的とした金属くずに付着しているものに限る」でも可とする。
 - (2) 大阪府の廃棄物再生事業者の登録（金属くず）をしている者であること。
 - (3) 搬入先処分場の住所が堺市内であること。
- 7 受注者の事業範囲
受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、産業廃棄物処分業許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

〔産業廃棄物収集運搬業〕
許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業区分：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：

〔産業廃棄物処分業〕
許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業区分：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：

- 8 廃棄物品 管理型混合廃棄物 $V=32\text{m}^3$
 (廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)
 内訳 別紙①一覧表のとおり
- 9 業務責任者及び現場代理人
- (1) 業務責任者
 業務に先立ち、業務責任者届を発注者に提出すること。業務責任者は発注者と密に連絡を取り、業務全般が円滑に遂行するように努めること。
- (2) 現場代理人
 現場代理人を選任し、業務責任者とともに業務を遂行すること。現場代理人は作業

- 所在地 :
- 処分または再生の方法 :
- 施設の処理能力 :

(2) 産業廃棄物の再生（予定）

別紙「産業廃棄物の再生並び最終処分の予定事業所リスト」のとおりとする。

(3) 産業廃棄物の最終処分（予定）

別紙「産業廃棄物の再生並び最終処分の予定事業所リスト」のとおりとする。

(4) 適正な処理のために必要な事項に関する情報

イ 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項

有害廃棄物は含まず、現状のまま排出する。

ロ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状変化に関する事項
なし

ハ 他の産業廃棄物との混合により生ずる支障に関する事項
なし

ニ 当該産業廃棄物が次に掲げる産業廃棄物であって、日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項

(1) 廃パーソナルコンピュータ、(2) 廃ユニット形エアコンディショナー、(3) 廃テレビジョン受信機、(4) 廃電子レンジ、(5) 廃衣類乾燥機、(6) 廃電気冷蔵庫、(7) 廃電気洗濯機

なし

ホ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合はその事項

なし

ヘ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
なし

(5) 当該産業廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合の伝達方法

処理は 1 回のみであるため変更なし

(6) 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取り扱いに関する事項

発注者及び受注者は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。

発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き

渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

①受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求することができる。

②発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

13 その他

(1) 収集運搬作業時は児童等の安全に十分配慮して行うこと。

(2) 収集時は、教職員の指示に従い、適切に行うこと。

(3) 積み込みにあたっては極力排出時の原型のままとすること。

(4) 廃棄物運搬時には、積み込んだ廃棄物が飛散又は、落下しないよう適切な措置を講じること。

(5) 収集した産業廃棄物は別紙に掲げる搬入先に搬入すること。

(6) 搬入時等に受注者の取扱不備等で搬入先に損害を与えた場合は、受注者の責任において搬入先に賠償すること。

(7) 本仕様書に記載している日程、数量等は発注時点での予定となっているため、詳細を発注者と協議して決定すること。

(8) 発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法律を遵守すること。

(9) 本業務で発生する廃棄物については、可能な限り再生資源化に取り組むこと。

(10) 業務を遂行するにあたり、本仕様書に疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議すること。